令和９年度　予算編成方針

令和８年１０月５日

第１　本市の現状

本市は、令和７年度より総合計画２０２５をスタートさせました。総合計画において本市の基本的課題を、１．人口減少・少子高齢化の緩和　２．農業振興による地域環境・土地利用の維持　３．新たな活力の創出　としており、その改善として八つの政策目標を掲げており、目標を達成することで八街市が目指す将来都市像『緑豊かに心豊かに健やかに　ともに支えあい安心して暮らせる八街』の実現を目指しています。

一方、令和７年国勢調査(速報値)では、令和２年調査よりマイナス４．３%となるなど、少子高齢化による自然減、若年層の流出による社会減の両要因とする人口減が大きな課題となっており、基本的課題１．人口減少・少子高齢化の緩和　に対する取り組みを更に推進していかなくてはなりません。

また、令和８年８月１３日の千葉県広域に渡る豪雨及び同年９月２１日の台風２５号の影響による大雨により、本市でも家屋、自動車等の市民財産、公共施設及び農作物にも大きな被害が発生しました。特に、２箇所の道路崩落や多数の道路冠水が発生するなど、大雨に対する交通、排水インフラの脆弱性が浮き彫りとなり、八街市総合計画２０２５前期基本計画に掲げる、都市基盤整備分野及び防災・消防・安全分野の一層の推進が今後の課題となっています。

第２　本市の財政状況と令和９年度の見通し

令和７年度決算については、扶助費や特別会計繰出金の増及び労務単価の上昇などによる物件費等の増を主な要因とする経常的経費に充当する一般財源額が増加となった一方、市税収入や地方交付税などの増により経常一般財源収入額が増加したことで、財政の弾力性を示す経常収支比率は令和６年度より２．２ポイント改善し、９９．４%となりました。これは、改善となったものの経常的収入は経常的事業経費にほぼ費やされ、普通建設事業費などの臨時的事業に充当する余裕がないことを示しています。

財政の健全性を示す４指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）については、いずれも早期健全化判断基準を下回っており、財政の健全性は保たれていると言えますが、実質公債費比率においては、過年度に行われた大型建設事業に対する元金償還が始まることで実質公債費比率に与える影響が大きくなることが懸念されます。

また、前年度繰越金や当年度財政調整基金繰入金の影響を除いた単年度の収支を示す実質単年度収支は、令和６年度からは改善されたものの、平成２８年度からマイナスが続いており、基金からの

繰入に依存した財政状況となっています。

（単位：%、千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
歳入総額	26,582,384	26,206,286	27,307,449	
歳出総額	25,937,873	25,435,454	26,471,426	
実質収支	613,482	770,831	559,567	
経常収支比率	97.5	101.6	99.4	
実質公債費比率	6.7	7.1	7.3	
将来負担比率	45.2	54.0	52.8	
実質単年度収支	△1,965,537	△1,053,618	△567,437	
財政調整基金繰入額	1,166,216	1,192,197	378,383	734,644
財政調整基金年度末残高	1,876,613	1,115,273	1,349,473	1,076,746

※財政調整基金繰入額及び財政調整基金年度末残高は令和８年９月補正後の見込数値

令和９年度の見通しとして、義務的経費のうち扶助費については基準単価改定が予定されている事業があることなどから増加傾向、人件費については国給与水準に合わせた上昇が見込まれ、公債費も過年度実施の大型建設事業に対する元金償還開始により増加すると推計されます。

その他の経常的経費につきましても、労務単価の上昇による、物件費及び一部事務組合への補助費の更なる増、対象者増による特別会計繰出金の増が見込まれます。

これらの経常的経費に加え、公共施設の改修等を加味すると、過去最大となった令和８年度当初予算額と同等以上となることが見込まれます。

一方、一般財源の歳入については、中心となる市税収入は所得増による増収などが期待でき、地方交付税においても、労務単価上昇等を加味した算定となることから増となることが推測されます。また、手数料等のその他自主財源においても増が見込まれていますが、それでも歳出増と均衡をとるまでには至らないと考えられます。

その財源不足を補う財政調整基金におきましても、基金の枯渇を避けるべく残高を一定水準まで回復させることを短期目標としており、繰入上限額を定めた上での予算編成となることから、歳出に対し歳入が不足することが推測され、令和９年度当初予算編成では更なる自主財源の確保と歳出経費の削減に努めなければなりません。

第３　予算編成の基本的な考え方

１　総合計画の推進のための取組

八街市総合計画２０２５前期計画に掲げた政策目標を着実に実施し、多様化する市民ニーズに対応するためには、事業の効果的・効率的な執行と持続可能な財政基盤構築の両立が必要となります。そのためには実施された事業に対し客観的データによる検証を行い、十分な効果が認められない事

業に関しては改善方策の検討あるいは廃止を含めた根本的な見直しを行って、その結果を当初予算に反映いたします。

また、新規・拡充事業については、その必要性及び効果を十分に検証するとともに、既存事業の廃止・縮小・統合等を併せて検討し、限られた財源の重点的かつ効果的な配分を図ります。

このように各政策目標の実現・達成に向けて効率的な予算配分を行うことにより、総合計画前期計画５年間の３年目にあたる令和９年度では事業成果の発現を確実としていきます。

２　財政調整基金残高の確保

令和７年度決算における財政調整基金繰入金額約３億８千万円、基金残高約１３億５千万円、令和８年度９月補正予算後における財政調整基金繰入金額約７億３千万円、令和８年度末残高見込は約１０億８千万円となっています。

今後の財政需要により残高見込みは更に減少することを考慮すると、予算査定後に歳入不足及び歳出超過を財政調整基金繰入で補う予算編成では、もはやその差を埋めることが困難となっています。

また、財政調整基金には災害対応等の予測できない歳出に対応するための役割があり、基金の枯渇は不測の事態への対応が困難となる事態を招きます。

以上のことから、令和９年度当初予算における財政調整基金の繰入額は、令和７年度決算歳計剰余金による積立額４億５千万円を下回ることとして設定し、今後一定水準に達するまでは財政調整基金残高を回復させることを継続していきます。

３「歳入に見合った歳出」の徹底

上記２の通り、編成当初から財政調整基金繰入額の上限を定めます。それにより全ての事業に充当できる一般財源の上限があらかじめ設定されるので、歳入歳出が均衡しない場合には新たな財源を確保する、あるいは既存事業を縮小・廃止することで一般財源を生み出していくことが必要となります。

令和９年度当初予算では、物価高騰や労務単価の上昇等の影響を鑑み、シーリング（一律の要求上限を定めること）等を設定しませんが、『歳入以上には歳出できない』という原則を職員一同強く意識し、各課による自主的な調整によって安易な歳出増としないことに取り組んでいきます。

４　財源確保の徹底

歳出抑制のみならず歳入確保も喫緊の課題となっています。経常的経費に充当する財源に加え、行政需要の変化に対応していく新たな施策への財源を確保する必要もあることから、市税をはじめとした様々な債権の徴収強化に努め、安易な滞納繰越を許容しないことを第一とします。

また、国や県だけではなく、財団法人等の補助金の情報を総点検し、活用可能な補助金を積極的に確保することに努めていきます。特にデジタル化、脱炭素、地方創生、防災減災など国の重要政策と連動する事業については、制度趣旨を踏まえた事業への再構築等を検討していきます。

使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づき、施設を維持していくために適正な水準の金額を徴収するほか、他市事例を参考に、現在徴収していない項目についても検討を行っていきます。

その他、市有財産の有効活用や広告収入の拡充など、今まで採用していなかった財源についても検討を行い、多様な財源の確保を図ります。

５　発注における適正な価格転嫁

上記３で歳出において各課自主的な調整を挙げておりますが、受注者に対して著しい不利益となるような契約は意図するところではありません。

歳出予算の要求に際しては、需要・供給の状況、原材料費及び人件費等の高騰状況を踏まえるとともに、最新の実勢価格等と比較することで、適正な価格転嫁を反映した予算といたします。

また、長期間にわたり契約を締結している事業については、受注者等と協議を行い、最新の実勢価格等を踏まえた適切な契約とすることに努めます。

６　地方債の適正管理

主に普通建設事業費に対する財源として、世代間負担の公平性という観点から市債を活用していますが、現在の金融情勢により市債償還の際の利子額が将来財政に与える影響が大きくなっています。

市債による借入に際しては、地方交付税措置が有利となるものを中心として厳選することで、単年度の収支均衡のみを目的とするものではなく、後年度に過度な負担を先送りしない財政運営に十分配慮していきます。

以上を令和９年度当初予算編成方針として定め、行財政改革を推進していくことで収支均衡を目指し、また将来世代へ大きな負担を強いることが無いよう、持続可能な財政運営を目指していきます。